

## 電気通信大学遺失物取扱要項

平成16年 4月 1日

改正

平成19年12月10日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）の構内における遺失物の取扱いについては、法令又は特別の定めのある場合を除き、この要項の定めるところによる。

(遺失物の取扱事務)

第2条 構内における遺失物に関することは、学務部学生課において取扱う。

(遺失物の取扱責任者等)

第3条 遺失物の取扱いのため、取扱責任者及び取扱担当者を置く。

2 取扱責任者は、学務部学生課長をもってあて、遺失物に関する事務を統括し、取扱担当者を監督する。

3 取扱担当者は、学務部学生課学生係長をもってあて、遺失物の受領、保管等の事務を行う。

(遺失物の処理)

第4条 遺失物を拾得した者（以下「拾得者」という。）から届け出を受けた取扱担当者は、別に定める拾得物取扱簿に必要事項を記載し、掲示等により当該物件に係る公示を行う。

2 遺失物が現金又は貴金属類である場合は、拾得者に対して別に定める拾得物預り書を発行する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 拾得者が職員（契約等により本学の業務にあたっている者を含む。）である場合

(2) 前号以外の者で遺失物に関する権利等を放棄した場合

3 遺失物の公示期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 遺失物が現金又は貴金属類の場合は、届け出を受けた日から起算して5日間とする。

(2) 遺失物が前号以外のものである場合は、届け出を受けた日から起算して3か月間とする。

(遺失物の届出)

第5条 取扱担当者は、遺失した旨の届け出があったときは、届出者に対し別に定める遺失物届出簿に必要事項を記載させるものとする。

(遺失物の返還)

第6条 取扱担当者は、遺失者から遺失物の返還を求められたときは、その者が正当な遺失者であることを確認し、拾得物取扱簿の受領欄に所定の事項を記入させたうえで返還する。

2 遺失物が現金又は貴金属類である場合、遺失物に関する権利を取得している拾得者に対する報労金については、原則として遺失者と拾得者との話し合いによるものとする。

(警察署長への届出)

第7条 取扱責任者は、第4条第3項に規定する公示期間内に遺失者が確認できない遺失物のうち、現金及び貴金属類について届け出を受けた日から起算して7日以内に所轄の警察署長に対し、警察署の定める所定の様式を添付のうえ届け出るものとする。

(所有権の取得)

第8条 遺失物に関する所有権を取得した者は、拾得物預り書を所轄の警察署に持参し、返還を受けることができる。

(職員が拾得した遺失物)

第9条 拾得者が職員であるときは、遺失物に関する権利は本学に帰属する。

(本学が所有権を取得した遺失物の取扱い)

第10条 取扱責任者は、本学が遺失物に関する所有権を取得した場合、当該遺失物を総務部経理調達課に引き継ぐものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。